

争点	原告の主張	被告の主張
(1) 目録①の投稿記事1及び2が原告に対する害悪の告知として違法であるか否か。	投稿記事1及び2は、本件イベントで原告を刺殺する旨を予告したものである。具体的な日付を指定して、具体的、現実的な行動に及ぶことを強く示唆するもので、一般に人を畏怖させるものといえることは明らかである。	被告が作成したブログ等をモチーフに原告が小説を執筆し、うまく波に乗って成功したことが悔しくて記載したものであり、脅迫するつもりで作成したものではない。
(2) 目録②の投稿記事1ないし4について違法性阻却事由があるか。	<p><b>【投稿記事1について】</b> 原告が他者の投稿を盗作してあたかも自分が著述したかのようにして作品を発表したとの事実を摘示するとともに、このような行為がストーカー行為に該当するとの意見なし論評を表明したものである。 これにより、原告が他者の投稿を盗作して自らが著述したかのように作品を発表する作家であり、原告の社会的評価を低下させる。 また、上記意見なし論評は、原告がストーカーのような犯罪行為を行う人物であるとの印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させるもので、社会通念上論評の範囲を逸脱するものである。 原告が、被告の発信したヤフー掲示板への投稿を下敷きにして執筆活動を行ったことや、その他盗作等の行為を行った事実は一切ない。</p> <p><b>【投稿記事2について】</b> 原告が他者のインターネット掲示板への書き込みを流用、剽窃して、第一作(『わたくし率 イン歯一、または世界』)を発表したとの事実を摘示するものである。 これにより、原告が他者の投稿を剽窃して自らが著述したかのように第一作(『わたくし率 イン歯一、または世界』)を発表した作家であるとの印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させる。 原告が、被告の発信したヤフー掲示板への投稿を下敷きにして執筆活動を行ったことや、その他盗作等の行為を行った事実は一切ない。</p> <p><b>【投稿記事3について】</b> 原告の初期2作(第一作の「わたくし率 イン歯一、または世界」を含む。)の実際の作者は原告ではなく、盗作であるとの事実を摘示している。 これにより、原告が、実際には他者が作者であるにもかかわらず、自らが著述したかのように盗作して作品を発表している作家であるとの印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させる。 原告が、被告の発信したヤフー掲示板への投稿を下敷きにして執筆活動を行ったことや、その他盗作等の行為を行った事実は一切ない。</p> <p><b>【投稿記事4について】</b>原告が剽窃やゴーストライ特ばかり繰り返している作家であるとの事実を摘示している。 これにより、原告が、他者によって盗作して自らが著述したかのように作品を発表したり、実際には他者が作者であるにもかかわらず、自らが著述したかのように作品を発表したりすることを繰り返している作家であるとの印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させる。 原告が、被告の発信したヤフー掲示板への投稿を下敷きにして執筆活動を行ったことや、その他盗作等の行為を行った事実は一切ない。</p>	被告がインターネットで発信した内容と原告の作品内容には一致する点があり、また、インターネット上に原告の盗作疑惑をいう記事が存在した。 原告が被告や第三者の著作や発信内容を盗作したことは事実である。また、「ストーカー」との記載は、原告が少なくとも5作以上の著作で被告の投稿やメールを流用しているので、これを評価するものとして記載した。
(3) 目録③の投稿記事1及び2が原告に対する害悪の告知として違法であるか否か。	本件ブログには、原告に対する悪感情を露わにした一連の投稿記事が投稿されており、目録③の投稿記事1はこれらに引き続いて投稿されたものであることなどに照らし、目録③の投稿記事1が原告を対象としていることは明らかである。 目録③の各記事が投稿された当時、目録①の各記事により、原告に対する脅迫ないし害悪の告知がなされていた事情を併せて考えると、目録③の投稿記事1における「実行」は危害を加えることを、「予告」は殺害等危害を加えることの予告であること、「直接的な行動」は危害を加えることをそれぞれ意味すると解釈するのが自然かつ合理的である。このような危害の予告は、一般に人を畏怖させるものといえる。	上記投稿記事1ないし3で述べたことに加え、「ゴースト三昧」と記載したのは、被告がネットで調べたところ、原告が他にも盗作等の行為を行っていると感じたことによるものである。  原告に向けて記載したことは認めるが、被告が原告に対して制裁を加える趣旨で記載したものではない。 被告は、繰り返しの悪戯コメントでダメージを受け、ブログ友達等の挑発に乗って脅しと受け取られることを書いたが、原告に対する加害行為を実行するつもりは全くなかった。
(4) 原告の損害	<p>脅迫行為による損害 原告は、各投稿記事が同一人物であるか記事そのものからは分からなかったことから、複数からの危害予告と認識せざるを得ず、多大な恐怖、精神的苦痛を被った。また、原告は、本件イベントへの出演を取り止めざるを得ず、日常生活のみならず仕事にも支障をきたした。その損害は150万円を下らない。</p> <p>名誉毀損による損害 目録②の各投稿記事は、オリジナルな作品を自ら創作して世に送り出し、その作品の良し悪しにより世間から評価を受ける作家としての原告の社会的評価を著しく低下させた。その損害は150万円を下らない。</p> <p>原告は、代理人弁護士に対し、発信者情報開示の手続を依頼し、その着手金及び報酬金として、消費税を含めて合計108万円の支払義務を負担した。同額が被告の不法行為と相当因果関係のある損害である。</p> <p><b>【着手金】</b> ①発信者情報開示請求仮処分申立て 合計40万円 (内訳:ロキテクノロジーコーポレイテッド 20万円、ヤフー株式会社 20万円) ②上記仮処分申立ての結果、判明した経由プロバイダに対する発信者情報開示訴訟 10万円</p> <p><b>【報酬金】</b> ①発信者情報の開示を受けられた場合 合計40万円 (内訳:ロキテクノロジーコーポレイテッド 20万円、ヤフー株式会社 20万円) ②経由プロバイダから発信者情報の開示を受けられた場合 10万円</p>	争う。
	弁護士費用 原告が本件訴訟の進行を弁護士に委任した費用は、名誉毀損訴訟の専門性、本件訴訟の難易度や費消すべき時間等を考慮すれば、被告による不法行為と相当因果関係にある損害として40万円を認めるのが相当である。	
合計	448万円	